

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月20日
【四半期会計期間】	第49期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社 みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤澤 貴之
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目3番1号
【電話番号】	（017）774局1111番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 古村 晃一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号 株式会社 みちのく銀行 東京事務所
【電話番号】	（03）3661局8011番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 塚本 郁子
【縦覧に供する場所】	株式会社 みちのく銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

（1）最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間	2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2018年度	2019年度
		(自2018年 4月1日 至2018年 9月30日)	(自2019年 4月1日 至2019年 9月30日)	(自2020年 4月1日 至2020年 9月30日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,965	18,972	20,074	42,111	37,646
連結経常利益（は連結経常損失）	百万円	2,052	486	1,309	1,523	3,209
親会社株主に帰属する中間純利益（は親会社株主に帰属する中間純損失）	百万円	1,632	1,541	1,061	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益（は親会社株主に帰属する当期純損失）	百万円	-	-	-	670	4,596
連結中間包括利益	百万円	2,338	2,282	5,579	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	2,819	7,031
連結純資産額	百万円	94,806	86,464	86,779	89,171	81,606
連結総資産額	百万円	2,181,068	2,168,068	2,319,006	2,115,746	2,169,533
1株当たり純資産額	円	4,217.57	3,736.21	3,744.95	3,896.49	3,459.62
1株当たり中間純利益（は1株当たり中間純損失）	円	86.82	93.70	53.99	-	-
1株当たり当期純利益（は1株当たり当期純損失）	円	-	-	-	25.79	273.36
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	50.81	-	29.63	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	-	-	21.25	-
自己資本比率	%	4.3	4.0	3.7	4.2	3.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	22,004	72,729	126,981	4,327	81,582
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	62,044	52,219	55,867	125,797	57,070
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	694	768	696	8,499	1,175
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	257,056	265,440	331,456	286,708	261,030
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,407 [882]	1,413 [696]	1,402 [644]	1,377 [813]	1,369 [700]

（注）1．当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．2019年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

3．2019年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第47期中	第48期中	第49期中	第47期	第48期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	16,209	13,998	15,126	32,211	27,473
経常利益（は経常損失）	百万円	2,136	376	1,476	1,234	3,273
中間純利益 （は中間純損失）	百万円	1,806	1,353	1,288	-	-
当期純利益 （は当期純損失）	百万円	-	-	-	634	4,432
資本金	百万円	36,986	36,986	36,986	36,986	36,986
発行済株式総数	千株	普通株式 18,135 A種優先株式 4,000	普通株式 18,135 A種優先株式 4,000	普通株式 18,135 A種優先株式 4,000	普通株式 18,135 A種優先株式 4,000	普通株式 18,135 A種優先株式 4,000
純資産額	百万円	91,740	83,458	84,049	85,919	78,654
総資産額	百万円	2,178,379	2,164,440	2,316,444	2,112,634	2,166,390
預金残高	百万円	1,987,810	2,004,269	2,076,697	1,971,717	1,984,736
貸出金残高	百万円	1,549,920	1,666,674	1,701,162	1,537,721	1,679,936
有価証券残高	百万円	283,753	173,654	223,740	230,824	166,709
1株当たり配当額	円	普通株式 20.00 A種優先株式 27.15	普通株式 - A種優先株式 27.15	普通株式 - A種優先株式 27.40	普通株式 40.00 A種優先株式 54.30	普通株式 20.00 A種優先株式 54.30
自己資本比率	%	4.2	3.9	3.6	4.1	3.6
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,367 [866]	1,359 [692]	1,338 [628]	1,331 [797]	1,303 [686]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

また、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある異常な変動等は発生しておりません。

なお、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(財政状態)

預金に譲渡性預金を含めた総預金残高は、個人預金、法人預金、公金預金のいずれも増加し、前連結会計年度末比1,085億円増加して2兆1,203億円となりました。

貸出金残高は、住宅ローンや地公体等貸出の増加により、前連結会計年度末比211億円増加して1兆6,828億円となりました。

有価証券残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前連結会計年度末比570億円増加して2,173億円となりました。

(経営成績)

経常収益は、有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間比11億2百万円増加して200億74百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少や貸倒引当金繰入額の減少によるその他経常費用の減少などにより、前第2四半期連結累計期間比6億93百万円減少して187億65百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比17億95百万円増加して13億9百万円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、前第2四半期連結累計期間比26億3百万円増加して10億61百万円となりました。

セグメント情報ごとの業績は次のとおりであります。

銀行業

経常収益は、有価証券利息配当金が増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間比11億27百万円増加し151億26百万円となりました。また、セグメント利益は、営業経費の減少や貸倒引当金繰入額の減少などにより、前第2四半期連結累計期間比18億53百万円増加し14億76百万円となりました。

リース業

経常収益は、前第2四半期連結累計期間比8百万円減少し50億1百万円となりました。また、セグメント利益は、貸倒引当金繰入額の減少などにより、前第2四半期連結累計期間比61百万円増加し1億69百万円となりました。

その他

銀行業、リース業を除くその他の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比24百万円減少し4億59百万円となりました。また、セグメント利益は、貸倒引当金繰入額の増加などにより、前第2四半期連結累計期間比45百万円減少し33百万円となりました。

(参考)

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は11,197百万円、役務取引等収支は1,427百万円、その他業務収支は1,125百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は10,244百万円、役務取引等収支は1,516百万円、その他業務収支は1,130百万円となりました。

また、「国際業務部門」の資金運用収支は1,300百万円、役務取引等収支は2百万円、その他業務収支は5百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	9,911	211	234	9,888
	当第2四半期連結累計期間	10,244	1,300	347	11,197
うち資金運用 収益	前第2四半期連結累計期間	10,180	212	268	10,123
	当第2四半期連結累計期間	10,372	1,301	379	11,294
うち資金調達 費用	前第2四半期連結累計期間	268	1	34	235
	当第2四半期連結累計期間	128	0	32	96
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	1,588	3	88	1,503
	当第2四半期連結累計期間	1,516	2	92	1,427
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結累計期間	3,292	6	92	3,206
	当第2四半期連結累計期間	3,089	5	96	2,999
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結累計期間	1,704	3	4	1,702
	当第2四半期連結累計期間	1,572	3	4	1,571
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	348	86	-	261
	当第2四半期連結累計期間	1,130	5	-	1,125
うちその他業務 収益	前第2四半期連結累計期間	479	0	-	480
	当第2四半期連結累計期間	1	5	-	6
うちその他業務 費用	前第2四半期連結累計期間	131	87	-	218
	当第2四半期連結累計期間	1,132	-	-	1,132

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 資金調達費用は金銭の信託見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間-百万円)を控除して表示しております。

4. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は2,999百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は3,089百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は5百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の役務取引等費用は1,571百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は1,572百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は3百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,292	6	92	3,206
	当第2四半期連結累計期間	3,089	5	96	2,999
うち預金・貸出 業務	前第2四半期連結累計期間	871	-	-	871
	当第2四半期連結累計期間	709	-	-	709
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	820	6	0	826
	当第2四半期連結累計期間	774	5	0	780
うち証券関連 業務	前第2四半期連結累計期間	25	-	-	25
	当第2四半期連結累計期間	32	-	-	32
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	377	-	-	377
	当第2四半期連結累計期間	374	-	-	374
うち保護預り・ 貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	22	-	-	22
	当第2四半期連結累計期間	20	-	-	20
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	212	-	4	208
	当第2四半期連結累計期間	203	-	3	199
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,704	3	4	1,702
	当第2四半期連結累計期間	1,572	3	4	1,571
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	157	3	-	160
	当第2四半期連結累計期間	142	3	-	145

(注) 1. 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

2. 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3. 相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,002,987	1,282	4,270	1,999,999
	当第2四半期連結会計期間	2,075,721	975	3,739	2,072,957
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,184,994	-	1,970	1,183,023
	当第2四半期連結会計期間	1,321,575	-	2,039	1,319,536
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	794,249	-	2,300	791,949
	当第2四半期連結会計期間	738,081	-	1,700	736,381
うちその他	前第2四半期連結会計期間	23,743	1,282	-	25,026
	当第2四半期連結会計期間	16,064	975	-	17,039
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	50,687	-	4,000	46,687
	当第2四半期連結会計期間	51,373	-	4,000	47,373
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,053,674	1,282	8,270	2,046,686
	当第2四半期連結会計期間	2,127,095	975	7,739	2,120,331

（注）１．国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

２．国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

３．相殺消去額は、連結親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

４．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

５．定期性預金＝定期預金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内業務部門	1,646,116	100.00	1,681,337	100.00
製造業	61,807	3.75	52,480	3.12
農業、林業	9,715	0.59	9,955	0.59
漁業	276	0.01	334	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	3,130	0.19	3,999	0.23
建設業	50,968	3.09	51,614	3.06
電気・ガス・熱供給・水道業	55,678	3.38	59,440	3.53
情報通信業	5,236	0.31	5,753	0.34
運輸業、郵便業	34,900	2.12	34,613	2.05
卸売業、小売業	110,805	6.73	106,018	6.30
金融業、保険業	40,130	2.43	24,136	1.43
不動産業、物品賃貸業	185,350	11.25	171,553	10.20
学術研究・専門・技術サービス業	6,929	0.42	7,946	0.47
宿泊業	5,478	0.33	6,318	0.37
飲食業	6,125	0.37	7,889	0.46
生活関連サービス業・娯楽業	9,677	0.58	13,538	0.80
教育・学習支援業	7,307	0.44	6,391	0.38
医療・福祉	97,378	5.91	93,674	5.57
その他のサービス	25,002	1.51	18,578	1.10
国・地方公共団体	344,594	20.93	395,070	23.49
その他	585,623	35.57	612,029	36.40
国際業務部門	1,663	100.00	1,495	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	1,663	100.00	1,495	100.00
合計	1,647,780	-	1,682,833	-

（注）１．国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

２．国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加などにより1,269億81百万円の収入となりました。（前第2四半期連結累計期間比1,997億10百万円の増加）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が有価証券の売却や償還による収入を上回ったことなどにより558億67百万円の支出となりました。（前第2四半期連結累計期間比1,080億87百万円の減少）

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどにより6億96百万円の支出となりました。（前第2四半期連結累計期間比71百万円の増加）

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末比704億25百万円増加し、3,314億56百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

	2020年9月30日
1. 連結自己資本比率（2 / 3）	7.66%
2. 連結における自己資本の額	86,791百万円
3. リスク・アセットの額	1,132,673百万円
4. 連結総所要自己資本額	45,306百万円

単体自己資本比率（国内基準）

	2020年9月30日
1. 自己資本比率（2 / 3）	7.45%
2. 単体における自己資本の額	84,329百万円
3. リスク・アセットの額	1,130,508百万円
4. 単体総所要自己資本額	45,220百万円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	92	80
危険債権	123	123
要管理債権	8	15
正常債権	16,753	17,139

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
A種優先株式	30,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,135,395	18,135,395	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定の ない当行における標準 となる株式 単元株式数100株
A種優先株式(注)1	4,000,000	4,000,000	非上場	(注)2、3、4
計	22,135,395	22,135,395	-	-

(注)1.A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質は以下のとおりであります。

(1)A種優先株式には、当行の普通株式を対価とする取得請求権が付されております。なお、普通株式の価格が変動すると、取得と引換えに交付する普通株式の価額が修正されます。これにより、当行株式の価格が下落した場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2)取得価額の修正の基準、修正の頻度及び取得と引換えに交付する普通株式の価格の下限は、以下のとおりであります。

修正の基準：東京証券取引所の終値(5連続取引日平均)

修正の頻度：毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月1回

取得価額の下限：958円(提出日現在)

(3)A種優先株式は、当行が2019年10月1日以降一定の条件を満たす場合に、当行の取締役会が別に定める日の到来をもって法令上可能な範囲で、金銭を対価として全部または一部を取得することができる旨の取得条件が付されております。

3.無議決権株式(単元株式数100株)であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

4.A種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1)A種優先配当金

当銀行は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2)A種優先配当年率

2010年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率=初年度A種優先配当金÷A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。）に0.95%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より2010年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）とする。

2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

$$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.95\%$$

なお、2010年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。
経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

2017年4月1日から2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）
調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- () 株式の分割をする場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八．()において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- () 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるとときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- () 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ.(i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.(i)ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	-	22,135	-	36,986	-	21,986

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	4,000	18.18
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,235	5.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	960	4.36
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	718	3.26
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	437	1.98
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	408	1.85
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	347	1.57
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	308	1.40
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY- JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	6300 BEE CAVE ROAD, BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	279	1.27
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	263	1.19
計	-	8,959	40.73

(注) 1. 所有株式数は、千株未満を切捨てて表示しております。

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。

3. 大株主は、2020年9月30日現在の株主名簿に基づくものであります。

4. 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)の所有株式347千株は、株式給付信託(BBT)の信託財産として所有する当行株式であります。なお、当該株式は、中間連結財務諸表および中間財務諸表においては、自己株式として処理しております。

5. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口4) 1,235千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 960千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 718千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口9) 437千株

株式会社日本カストディ銀行(信託口5) 263千株

6. 2019年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が2019年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2020年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんの

で、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	39	0.18
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	412	1.86
計	-	451	2.04

7. 2019年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社、アセットマネジメントOne株式会社が2019年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行の所有株式を除き、当行として2020年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	308	1.39
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	417	1.88
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	335	1.51
計	-	1,061	4.79

所有議決権数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権数に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	12,359	6.91
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	9,605	5.37
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	7,187	4.02
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	4,372	2.44
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	4,089	2.28
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,474	1.94
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,086	1.72
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY- JAPANESE SMALL COMPANY SERIES (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	6300 BEE CAVE ROAD, BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	2,796	1.56
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,630	1.47
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2,0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	2,358	1.31
計	-	51,956	29.07

(注) 総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 4,000,000	-	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 140,700	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,868,800	178,688	同上(注) 2
単元未満株式	普通株式 125,895	-	(注) 3
発行済株式総数	22,135,395	-	-
総株主の議決権	-	178,688	-

(注) 1. A種優先株式の内容については、「(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」には、「株式給付信託(BBT)」制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当行株式が347千株(議決権3,474個)含まれております。なお、当該議決権の数3,474個は、議決権不行使となっております。

3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式87株が含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	140,700	-	140,700	0.63
計	-	140,700	-	140,700	0.63

(注) 株式給付信託(BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当行株式347千株は、上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	270,006	339,493
買入金銭債権	2,688	2,474
金銭の信託	19,956	20,210
有価証券	1, 7, 11 160,308	1, 7, 11 217,340
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 1,661,698	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 1,682,833
外国為替	1,612	1,417
リース債権及びリース投資資産	16,618	16,827
その他資産	7 21,179	7 21,129
有形固定資産	9, 10 14,203	9, 10 13,711
無形固定資産	1,984	3,013
退職給付に係る資産	1,441	1,425
繰延税金資産	3,338	3,236
支払承諾見返	8,962	10,277
貸倒引当金	14,414	14,361
投資損失引当金	51	23
資産の部合計	2,169,533	2,319,006
負債の部		
預金	7 1,980,570	7 2,072,957
譲渡性預金	31,169	47,373
借入金	7 52,295	7 89,135
外国為替	5	9
その他負債	12,246	9,980
賞与引当金	719	725
退職給付に係る負債	522	460
役員株式給付引当金	401	339
睡眠預金払戻損失引当金	441	364
偶発損失引当金	181	192
利息返還損失引当金	6	4
再評価に係る繰延税金負債	9 405	9 405
支払承諾	8,962	10,277
負債の部合計	2,087,926	2,232,226
純資産の部		
資本金	36,986	36,986
資本剰余金	31,589	31,589
利益剰余金	17,827	18,418
自己株式	1,225	1,150
株主資本合計	85,177	85,843
その他有価証券評価差額金	4,581	164
繰延ヘッジ損益	155	238
土地再評価差額金	9 222	9 224
退職給付に係る調整累計額	60	55
その他の包括利益累計額合計	4,143	354
非支配株主持分	571	581
純資産の部合計	81,606	86,779
負債及び純資産の部合計	2,169,533	2,319,006

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
経常収益	18,972	20,074
資金運用収益	10,123	11,294
(うち貸出金利息)	9,505	9,275
(うち有価証券利息配当金)	557	1,950
役務取引等収益	3,206	2,999
その他業務収益	480	6
その他経常収益	1 5,162	1 5,774
経常費用	19,458	18,765
資金調達費用	237	96
(うち預金利息)	228	89
役務取引等費用	1,702	1,571
その他業務費用	218	1,132
営業経費	2 11,242	2 10,479
その他経常費用	3 6,057	3 5,485
経常利益又は経常損失 ()	486	1,309
特別利益	4	7
固定資産処分益	4	7
特別損失	15	54
固定資産処分損	15	28
減損損失	4 -	4 25
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 ()	497	1,262
法人税、住民税及び事業税	65	110
法人税等調整額	967	68
法人税等合計	1,032	178
中間純利益又は中間純損失 ()	1,530	1,083
非支配株主に帰属する中間純利益	11	22
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 ()	1,541	1,061

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益又は中間純損失()	1,530	1,083
その他の包括利益	752	4,495
その他有価証券評価差額金	704	4,417
繰延ヘッジ損益	-	82
退職給付に係る調整額	47	4
中間包括利益	2,282	5,579
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,293	5,557
非支配株主に係る中間包括利益	11	22

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,986	31,589	23,087	1,290	90,373
当中間期変動額					
剰余金の配当			468		468
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）			1,541		1,541
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				66	66
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		0			0
土地再評価差額金の取崩			6		6
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	0	2,003	65	1,938
当中間期末残高	36,986	31,589	21,083	1,224	88,435

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	2,104	135	198	1,770	568	89,171
当中間期変動額						
剰余金の配当						468
親会社株主に帰属する 中間純損失（ ）						1,541
自己株式の取得						0
自己株式の処分						66
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動						0
土地再評価差額金の取崩		6		6		-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	704		47	752	10	762
当中間期変動額合計	704	6	47	758	10	2,707
当中間期末残高	2,809	129	151	2,528	557	86,464

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,986	31,589	17,827	1,225	85,177
当中間期変動額					
剰余金の配当			468		468
親会社株主に帰属する 中間純利益			1,061		1,061
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				74	74
土地再評価差額金の取崩			1		1
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	591	74	665
当中間期末残高	36,986	31,589	18,418	1,150	85,843

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	4,581	155	222	60	4,143	571	81,606
当中間期変動額							
剰余金の配当							468
親会社株主に帰属する 中間純利益							1,061
自己株式の取得							0
自己株式の処分							74
土地再評価差額金の取崩			1		1		-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	4,417	82		4	4,495	10	4,505
当中間期変動額合計	4,417	82	1	4	4,497	10	5,173
当中間期末残高	164	238	224	55	354	581	86,779

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	497	1,262
減価償却費	930	945
減損損失	-	25
のれん償却額	22	-
貸倒引当金の増減()	886	52
投資損失引当金の増減額(は減少)	-	27
賞与引当金の増減額(は減少)	6	5
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	47	13
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	75	66
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	42	61
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	136	77
偶発損失引当金の増減()	20	10
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	4	1
資金運用収益	10,123	11,294
資金調達費用	237	96
有価証券関係損益()	22	1,116
金銭の信託の運用損益(は運用益)	9	234
為替差損益(は益)	10	7
固定資産処分損益(は益)	11	21
貸出金の純増()減	128,722	21,134
預金の純増減()	32,830	92,387
譲渡性預金の純増減()	16,003	16,204
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	6,200	36,840
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	312	939
コールローン等の純増()減	2	213
外国為替(資産)の純増()減	157	194
外国為替(負債)の純増減()	4	4
リース債権及びリース投資資産の純増()減	162	51
資金運用による収入	10,371	10,434
資金調達による支出	310	582
その他	295	220
小計	72,981	126,904
法人税等の還付額	351	223
法人税等の支払額	98	146
営業活動によるキャッシュ・フロー	72,729	126,981
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	69,441	118,898
有価証券の売却による収入	122,274	41,931
有価証券の償還による収入	2,922	22,712
金銭の信託の増加による支出	3,173	96
金銭の信託の減少による収入	1	18
有形固定資産の取得による支出	212	85
無形固定資産の取得による支出	167	1,476
有形固定資産の売却による収入	15	26
投資活動によるキャッシュ・フロー	52,219	55,867

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	468	468
非支配株主への配当金の支払額	19	12
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	66	74
リース債務の返済による支出	343	290
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の 取得による支出	3	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	768	696
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	7
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	21,267	70,425
現金及び現金同等物の期首残高	286,708	261,030
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 265,440	1 331,456

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

会社名

みちのくリース株式会社

みちのく信用保証株式会社

みちのくカード株式会社

みちのく債権回収株式会社

(2) 非連結子会社 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

みちのく地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

(2) 子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 2年～50年

その他 : 2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（５年～１０年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(５) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号 2020年10月８日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2010年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、2011年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当中間連結会計期間末における2010年連結会計年度末までの当該直接減額した額の残高は772百万円（前連結会計年度末は1,021百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(６) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(７) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(８) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(９) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認められる額を計上しております。

(10) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り必要と認められる額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

その他有価証券のうち、保有する株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法として、信用取引等をヘッジ手段とする繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

(16) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生した中間連結会計期間に一括して償却しております。

(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(18) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(19) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

(取締役及び執行役員に対する株式給付信託(BBT)に係る取引)

当行は、社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除きます。)及び執行役員(以下、あわせて「取締役等」といいます。)の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度778百万円、384千株、当中間連結会計期間703百万円、347千株であります。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い）

当行及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

当中間連結会計期間における新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、前連結会計年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載した内容から重要な変更はありません。

貸倒引当金の見積り及び繰延税金資産の回収可能額の前提となる将来課税所得の見積りに当たって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、現時点で収束していないものの、当行の主要営業地域においては長期に及ばないことを前提としております。また、感染拡大に伴う経済活動の低迷が信用リスクに及ぼす影響については、国や地方公共団体の金融支援をはじめとする政府のセーフティーネット、貸出債権の業種ポートフォリオ、地域特性等を勘案した結果、当中間連結会計期間においては限定的であると評価しております。

なお、上記における仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期に及び、それによる経済活動の低迷が長期化した場合には、信用リスクが拡大し、その結果、貸倒引当金が増加し、繰延税金資産の回収可能額が減少する可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
出資金	89百万円	91百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	4,953百万円	3,970百万円
延滞債権額	16,480百万円	16,836百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	16百万円	- 百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,100百万円	1,495百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	22,551百万円	22,303百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	1,561百万円	970百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	- 百万円	29,640百万円
貸出金	94,983百万円	109,433百万円
その他資産	31百万円	31百万円
計	95,014百万円	139,105百万円

担保資産に対応する債務

預金	8,746百万円	9,512百万円
借入金	50,100百万円	87,100百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	999百万円	999百万円
その他資産	9,169百万円	9,169百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
保証金	694百万円	674百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	359,347百万円	372,396百万円
うち原契約期間が1年以内のもの（又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの）	351,167百万円	367,068百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	1,856百万円	1,845百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	19,405百万円	19,538百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	21,877百万円	23,314百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
償却債権取立益	20百万円	249百万円
株式等売却益	193百万円	20百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給与・手当	5,837百万円	5,402百万円
減価償却費	913百万円	930百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸出金償却	0百万円	1百万円
貸倒引当金繰入額	1,297百万円	606百万円
株式等償却	64百万円	69百万円

4. 減損損失

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額25百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額（百万円）
青森県外	遊休資産	土地、建物及び動産等	25
合計			25

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,135	-	-	18,135	
A種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合 計	22,135	-	-	22,135	
自己株式					
普通株式	556	0	32	524	(注) 1、2
A種優先株式	-	-	-	-	
合 計	556	0	32	524	

(注) 1. 普通株式の自己株式の当中間連結会計期間末株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する株式384千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加 0千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

株式給付信託(BBT)からの給付による減少 32千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	359	20.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	A種優先株式	108	27.15	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式(2019年3月31日基準日:417千株)に対する配当金8百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月14日 取締役会	A種優先株式	108	その他利益 剰余金	27.15	2019年9月30日	2019年12月9日

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,135	-	-	18,135	
A種優先株式	4,000	-	-	4,000	
合 計	22,135	-	-	22,135	
自己株式					
普通株式	524	0	36	488	（注）1、2
A種優先株式	-	-	-	-	
合 計	524	0	36	488	

（注）1. 普通株式の自己株式の当中間連結会計期間末株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する株式347千株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加

0千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

株式給付信託（BBT）からの給付による減少

36千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	359	20.00	2020年3月31日	2020年6月25日
	A種優先株式	108	27.15	2020年3月31日	2020年6月25日

（注） 2020年6月24日定時株主総会決議に基づく「配当金の総額」には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式（2020年3月31日基準日：384千株）に対する配当金7百万円が含まれております。

（2）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	A種優先株式	109	その他利益 剰余金	27.40	2020年9月30日	2020年12月9日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
現金預け金勘定	275,124百万円	339,493百万円
その他	9,683百万円	8,037百万円
現金及び現金同等物	265,440百万円	331,456百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

事業用動産であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース債権及びリース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
リース料債権部分	15,770	15,948
見積残存価額部分	2,100	2,091
受取利息相当額	1,252	1,211
合計	16,618	16,827

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日(連結決算日)後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	
	リース債権	リース投資資産	リース債権	リース投資資産
1年以内	741	4,158	896	4,075
1年超2年以内	643	3,372	772	3,316
2年超3年以内	417	2,620	553	2,619
3年超4年以内	246	1,869	418	1,617
4年超5年以内	117	804	290	736
5年超	82	696	76	573
合計	2,248	13,522	3,008	12,940

(注) 上記(1)及び(2)は転リース取引に係る金額を含めて記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内	42	35
1年超	41	34
合計	84	70

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。また、中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	270,006	270,006	-
(2) 買入金銭債権(1)	2,684	2,684	-
(3) 金銭の信託	19,956	19,956	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,877	21,949	72
その他有価証券	134,587	134,587	-
(5) 貸出金	1,661,698		
貸倒引当金(1)	14,241		
	1,647,457	1,670,758	23,301
資産計	2,096,570	2,119,944	23,373
(1) 預金	1,980,570	1,980,577	6
(2) 譲渡性預金	31,169	31,169	-
(3) 借入金	52,295	52,294	0
(4) その他負債			
借入有価証券	1,145	1,145	-
負債計	2,065,180	2,065,187	6
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7	7	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	7	7	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	339,493	339,493	-
(2) 買入金銭債権（ 1 ）	2,473	2,473	-
(3) 金銭の信託	20,210	20,210	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	23,314	23,414	99
その他有価証券	190,105	190,105	-
(5) 貸出金	1,682,833		
貸倒引当金（ 1 ）	14,233		
	1,668,599	1,692,476	23,876
資産計	2,244,196	2,268,173	23,976
(1) 預金	2,072,957	2,072,967	9
(2) 譲渡性預金	47,373	47,373	-
(3) 借入金	89,135	89,135	0
(4) その他負債			
借入有価証券	1,027	1,027	-
負債計	2,210,493	2,210,503	9
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	0	0	-

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

（4）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に借入を行った際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、返済期限の定めのない当座借越等は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) その他負債

借入有価証券については、株式は取引所の価格によっております。借入有価証券は全額ヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計が適用されている取引について、ヘッジ会計の方法ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年３月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	株式信用取引	其他有価証券 (上場株式)	1,369	-	1,145

(１) 契約額等は、当初売付け額の総額を記載しております。

(２) 契約額等から時価を減算した金額である差額は223百万円であります。

当中間連結会計期間（2020年９月30日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	株式信用取引	其他有価証券 (上場株式)	1,369	-	1,027

(１) 契約額等は、当初売付け額の総額を記載しております。

(２) 契約額等から時価を減算した金額である差額は342百万円であります。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、通貨関連取引（為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式(1)(2)	2,481	2,479
小計	2,481	2,479
組合出資金(2)(3)	1,360	1,441
投資損失引当金(4)	51	23
小計	1,309	1,417
合計	3,791	3,896

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 前連結会計年度における非上場株式の減損処理額は8百万円、組合出資金の減損処理額は8百万円であります。
当中間連結会計期間における非上場株式の減損処理額は0百万円であります。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (4) 組合出資金について投資損失引当金を控除しております。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	13,671	13,788	116
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	8,206	8,161	44
合計		21,877	21,949	72

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	14,962	15,096	133
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	8,352	8,318	33
合計		23,314	23,414	99

2. その他有価証券

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,038	5,168	870
	債券	11,951	11,923	28
	地方債	3,668	3,657	10
	社債	8,283	8,265	17
	その他	16,889	16,318	570
	小計	34,880	33,410	1,469
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,606	2,242	636
	債券	34,356	34,499	143
	地方債	20,789	20,861	72
	社債	13,566	13,638	71
	その他	63,745	69,015	5,269
	小計	99,707	105,757	6,049
合計		134,587	139,167	4,579

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,077	2,086	990
	債券	20,586	20,517	68
	地方債	8,832	8,799	33
	社債	11,753	11,718	35
	その他	77,684	75,725	1,959
	小計	101,349	98,330	3,018
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,457	5,254	796
	債券	33,236	33,383	147
	地方債	20,807	20,895	87
	社債	12,428	12,488	59
	その他	51,062	53,298	2,236
	小計	88,756	91,936	3,180
合計		190,105	190,267	162

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、170百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、69百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

１．満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2020年３月31日現在）及び当中間連結会計期間（2020年９月30日現在）

該当事項はありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2020年３月31日現在）及び当中間連結会計期間（2020年９月30日現在）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年３月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	4,581
その他有価証券	4,581
その他の金銭の信託	-
（ ）繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	4,581
（ ）非支配株主持分相当額	0
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	4,581

当中間連結会計期間（2020年９月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	163
その他有価証券	163
その他の金銭の信託	-
（ ）繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	164
（ ）非支配株主持分相当額	0
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	164

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	664	-	7	7
	買建	16	-	0	0
合計		-	-	7	7

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	-	-	-	-
	買建	10	-	0	0
合計		-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）及び当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）及び当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）及び当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）及び当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
期首残高	285百万円	266百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17百万円	- 百万円
時の経過による調整額	2百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	37百万円	44百万円
その他増減額（は減少）	1百万円	- 百万円
期末残高	266百万円	223百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しており、「銀行業」及び「リース業」の２つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は主に預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っており、「リース業」は、主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

２．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	13,707	4,862	18,570	402	18,972	-	18,972
セグメント間の 内部経常収益	291	147	438	82	520	520	-
計	13,998	5,010	19,008	484	19,493	520	18,972
セグメント利益又は損失 ()	376	108	268	79	189	296	486
セグメント資産	2,164,440	27,184	2,191,625	10,959	2,202,584	34,516	2,168,068
その他の項目							
減価償却費	868	32	900	11	912	18	930
資金運用収益	10,350	1	10,351	41	10,392	268	10,123
資金調達費用	234	33	267	4	271	34	237
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	287	91	379	0	379	-	379

（注）１．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務等であります。

３．調整額の主なものは次のとおりであります。

（１）セグメント利益又は損失の調整額 296百万円には、セグメント間取引消去 298百万円及び貸倒引当金調整額 2百万円が含まれております。

（２）セグメント資産及びその他の項目の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

４．セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	14,724	4,976	19,701	372	20,074	-	20,074
セグメント間の 内部経常収益	401	24	425	86	512	512	-
計	15,126	5,001	20,127	459	20,587	512	20,074
セグメント利益	1,476	169	1,646	33	1,680	370	1,309
セグメント資産	2,316,444	25,937	2,342,382	10,083	2,352,466	33,459	2,319,006
その他の項目							
減価償却費	842	29	872	5	877	67	945
資金運用収益	11,638	0	11,639	35	11,674	379	11,294
資金調達費用	93	32	126	3	129	32	96
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,551	8	1,560	1	1,561	-	1,561

（注）１．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、債権回収業務等であります。

３．調整額の主なものは次のとおりであります。

（１）セグメント利益の調整額 370百万円には、セグメント間取引消去 348百万円及び貸倒引当金調整額 22百万円が含まれております。

（２）セグメント資産及びその他の項目の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,505	855	3,206	4,862	543	18,972

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

（１）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,275	1,971	2,999	4,976	851	20,074

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	25	-	25	-	25

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当中間期償却額	22	-	22	-	22
当中間期末残高	22	-	22	-	22

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）及び

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2020年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2020年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	3,459円62銭	3,744円95銭

(注) 1 . 株式給付信託 (BBT) 制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) が所有する当行株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度において384千株、当中間連結会計期間において347千株であります。

2 . 1 株当たり純資産額の算定額の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (2020年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2020年 9 月30日)
純資産の部の合計額	百万円	81,606	86,779
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	20,680	20,691
うち優先株式の払込金額	百万円	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	108	109
うち非支配株主持分	百万円	571	581
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	百万円	60,925	66,087
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数	千株	17,610	17,647

2 . 1 株当たり中間純利益又は1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益 (は 1 株当たり中間純損失)	円	93.70	53.99
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益 (は親会社株主に帰属する中間純損失)	百万円	1,541	1,061
普通株主に帰属しない金額	百万円	108	109
うち中間優先配当額	百万円	108	109
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (は普通株式に係る親会社株主に係る中間純損失)	百万円	1,650	951
普通株式の期中平均株式数	千株	17,611	17,633
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	-	29.63
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	-	109
うち優先配当額	百万円	-	109
普通株式増加数	千株	-	18,197
うち優先株式	千株	-	18,197
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

- (注) 1. 株式給付信託(BBT)制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当行株式は、1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間において384千株、当中間連結会計期間において361千株であります。
2. 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当中間会計期間 (2020年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	270,004	339,481
金銭の信託	19,956	20,210
有価証券	1, 7, 9 166,709	1, 7, 9 223,740
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 1,679,936	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 1,701,162
外国為替	1,612	1,417
その他資産	7 12,098	7 12,445
有形固定資産	13,773	13,377
無形固定資産	1,858	2,907
前払年金費用	1,383	1,369
繰延税金資産	2,949	2,817
支払承諾見返	8,962	10,277
貸倒引当金	12,802	12,739
投資損失引当金	51	23
資産の部合計	2,166,390	2,316,444
負債の部		
預金	7 1,984,736	7 2,076,697
譲渡性預金	35,169	51,373
借入金	7 50,100	7 87,100
外国為替	5	9
その他負債	6,103	4,464
未払法人税等	180	239
リース債務	68	65
資産除去債務	243	200
その他の負債	5,610	3,958
賞与引当金	687	694
退職給付引当金	543	477
役員株式給付引当金	401	339
睡眠預金払戻損失引当金	441	364
偶発損失引当金	181	192
再評価に係る繰延税金負債	405	405
支払承諾	8,962	10,277
負債の部合計	2,087,736	2,232,395

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当中間会計期間 (2020年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	36,986	36,986
資本剰余金	31,589	31,589
資本準備金	21,986	21,986
その他資本剰余金	9,603	9,603
利益剰余金	15,508	16,326
利益準備金	1,759	1,853
その他利益剰余金	13,748	14,473
繰越利益剰余金	13,748	14,473
自己株式	1,225	1,150
株主資本合計	82,858	83,751
その他有価証券評価差額金	4,582	165
繰延ヘッジ損益	155	238
土地再評価差額金	222	224
評価・換算差額等合計	4,204	297
純資産の部合計	78,654	84,049
負債及び純資産の部合計	2,166,390	2,316,444

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	13,998	15,126
資金運用収益	10,350	11,638
(うち貸出金利息)	9,495	9,271
(うち有価証券利息配当金)	793	2,298
役務取引等収益	2,871	2,683
その他業務収益	481	7
その他経常収益	1,296	1,797
経常費用	14,375	13,649
資金調達費用	234	93
(うち預金利息)	228	89
役務取引等費用	1,707	1,575
その他業務費用	218	1,132
営業経費	2,10,848	2,10,052
その他経常費用	3,1,366	3,795
経常利益又は経常損失()	376	1,476
特別利益	4	7
固定資産処分益	4	7
特別損失	10	54
固定資産処分損	10	28
減損損失	-	25
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	383	1,429
法人税、住民税及び事業税	7	45
法人税等調整額	977	95
法人税等合計	969	140
中間純利益又は中間純損失()	1,353	1,288

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,644	18,959	20,604
当中間期変動額							
剰余金の配当						468	468
利益準備金の積立					93	93	-
中間純損失（ ）						1,353	1,353
自己株式の取得							
自己株式の処分							
土地再評価差額金の取崩						6	6
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	93	1,909	1,815
当中間期末残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,737	17,050	18,788

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,290	87,889	2,105	135	1,969	85,919
当中間期変動額						
剰余金の配当		468				468
利益準備金の積立		-				-
中間純損失（ ）		1,353				1,353
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	66	66				66
土地再評価差額金の取崩		6		6	6	-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			704		704	704
当中間期変動額合計	65	1,750	704	6	710	2,460
当中間期末残高	1,224	86,139	2,810	129	2,680	83,458

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,759	13,748	15,508
当中間期変動額							
剰余金の配当						468	468
利益準備金の積立					93	93	-
中間純利益						1,288	1,288
自己株式の取得							
自己株式の処分							
土地再評価差額金の取崩						1	1
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	93	724	818
当中間期末残高	36,986	21,986	9,603	31,589	1,853	14,473	16,326

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,225	82,858	4,582	155	222	4,204	78,654
当中間期変動額							
剰余金の配当		468					468
利益準備金の積立		-					-
中間純利益		1,288					1,288
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	74	74					74
土地再評価差額金の取崩		1			1	1	-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			4,417	82		4,499	4,499
当中間期変動額合計	74	892	4,417	82	1	4,501	5,394
当中間期末残高	1,150	83,751	165	238	224	297	84,049

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：2年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2010年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、2011年事業年度から直接減額を行っておりません。当中間会計期間末における2010年事業年度末までの当該直接減額した額の残高は772百万円（前事業年度末は1,021百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役等への当行株式の交付に備えるため、当中間会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り必要と認められる額を計上しております。

(7) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

その他有価証券のうち、保有する株式から生じる株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法として、信用取引等をヘッジ手段とする繰延ヘッジを適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかなものについては、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

（追加情報）

（取締役及び執行役員に対する株式給付信託（BBT）に係る取引）

当行は、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員（以下、あわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

（１）取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従い、役位、業績達成度等に応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前事業年度778百万円、384千株、当中間会計期間703百万円、347千株であります。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い)

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当中間会計期間における新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載した内容から重要な変更はありません。

貸倒引当金の見積り及び繰延税金資産の回収可能額の前提となる将来課税所得の見積りに当たって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、現時点で収束していないものの、当行の主要営業地域においては長期に及ばないことを前提としております。また、感染拡大に伴う経済活動の低迷が信用リスクに及ぼす影響については、国や地方公共団体の金融支援をはじめとする政府のセーフティーネット、貸出債権の業種ポートフォリオ、地域特性等を勘案した結果、当中間会計期間においては限定的であると評価しております。

なお、上記における仮定には不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期に及び、それによる経済活動の低迷が長期化した場合には、信用リスクが拡大し、その結果、貸倒引当金が増加し、繰延税金資産の回収可能額が減少する可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
株式	6,406百万円	6,406百万円
出資金	89百万円	91百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	4,815百万円	3,809百万円
延滞債権額	16,096百万円	16,437百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	16百万円	- 百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,100百万円	1,495百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	22,029百万円	21,742百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	1,561百万円	970百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	- 百万円	29,640百万円
貸出金	94,983百万円	109,433百万円
その他資産	31百万円	31百万円
計	95,014百万円	139,105百万円

担保資産に対応する債務

預金	8,746百万円	9,512百万円
借入金	50,100百万円	87,100百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	999百万円	999百万円
その他資産	9,169百万円	9,169百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
保証金	680百万円	660百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	354,871百万円	367,962百万円
うち原契約期間が1年以内のもの（又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの）	346,691百万円	362,634百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	21,877百万円	23,314百万円

(中間損益計算書関係)

1 . その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
償却債権取立益	20百万円	249百万円
株式等売却益	193百万円	20百万円

2 . 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
有形固定資産	493百万円	428百万円
無形固定資産	375百万円	414百万円

3 . その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
貸倒引当金繰入額	1,191百万円	523百万円
株式等償却	64百万円	69百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式6,406百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式6,406百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2020年11月13日開催の取締役会において、第49期の中間配当につき次のとおり決議しました。

A 種優先株式

中間配当金額	109百万円
1 株当たりの中間配当金	27.40円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2020年12月 9 日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

株式会社 みちのく銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真 敏
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 久保澤 和 彦
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () １．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

株式会社 みちのく銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真 敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保澤 和 彦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。